シリーズ人権教育　第１２７回

「高齢者の人権問題」

 〜高齢者虐待〜



　日本の高齢者数は３千万人を超え、高齢化率は２４・１％（国民の４人に１人が６５歳以上）となりました。（総務省推計／平成２４年９月時点）

　高齢化が急速に進展する現代社会において、高齢者に対するいじめや介護放棄、財産はく奪、悪質商法や振り込め詐欺などの事件が多発しています。

　高齢者に対する様々な問題がある中「高齢者虐待」の問題も深刻化しています。

　平成２２年度の厚生労働省の全国調査によると、養介護施設従業者等による高齢者虐待件数は９６件で、平成２１年度と比較して２６・３％増加、養護者によるものは約１万７千件で６・７％増加しています。虐待を受けている高齢者は、８０歳代が多く、男女別では、女性が７割以上を占めています。

　虐待の発生要因としては、高齢者、虐待者の性格や人間関係の問題もありますが、養護者が虐待する場合、家族の介護負担が大きくなり、そのストレスが虐待を引き起こす例も多くあります。

　また、通報が遅れる要因としては、核家族化が進み高齢者の独居や夫婦二人だけの世帯が増え、家庭が地域から孤立化することなども挙げられています。

　虐待の種類としては、身体に外傷を生じさせる「身体的虐待」、介護の世話を放棄したり放任したりする「ネグレクト」、怒鳴ったり高圧的な態度で精神的苦痛を与える「心理的虐待」、「性的虐待」に加え、必要な金銭を渡さなかったり、本人の同意なしに本人の財産・金銭を使用する「経済的虐待」があります。



　介護を必要としている高齢者が虐待を受けた場合、被害者が自ら、助けを求めることが困難なケースが多く、周囲の人たちが、「気にかける」配慮が必要で、不自然さや、虐待の兆候を感じたら早期に、身近な相談機関へ相談・通報することが大切です。

　高齢者の尊厳（人権）を守るためには、高齢者がこれまで果たしてきた社会的役割に対する尊敬や、感謝の気持ち、加齢に伴う肉体的、精神的な衰え、あるいは不安な気持ちを正しく理解し、高齢者が笑顔にあふれる毎日を過ごせるようなやさしい社会の実現に向かって、みんなで協力することが求められています。

【身近な相談先】

法務局、人権擁護委員、地域包括支援センター、市役所、警察、民生委員など

※「養介護施設」とは、老人福祉法、介護保険法に定める福祉施設

※「養護者」とは、養介護施設従事者以外の者で、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人など

